
ごみ処理施設整備事業
ごみ処理施設建設工事
公募要領

令和7年4月9日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

ごみ処理施設建設工事 公募要領

目 次

第1章	用語の定義.....	1
第2章	事業の概要.....	3
第3章	プロポーザル参加に関する条件等.....	8
第4章	優先交渉権者の選定.....	10
第5章	プロポーザルの手続等.....	13
第6章	提出書類.....	18
第7章	提出書類作成要領.....	21
別紙1	見積書等の提出用封筒作成要領.....	24

第1章 用語の定義

本公募要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

行	用語	定義
ア行	委員会	ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会をいう。
	維持管理補修工事	本組合が別途発注する本施設の維持管理補修に係る工事をいう。
	維持管理補修事業者	本組合が別途発注する本施設の維持管理補修工事を受託する者をいう。
	受入対象物	構成市町内から排出され、行政（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は住民（直接）が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
	運転管理業務	本組合が別途発注する本施設の運転管理に係る業務をいう。
	運転管理事業者	本組合が別途発注する本施設の運転管理業務を受託する者をいう。
	運転員	運転管理事業者に所属し、本施設の運転管理作業に従事する者をいう。
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃残渣等を焼却処理するための施設をいう。公募要領等において示すエネルギー回収型廃棄物処理施設の工事範囲に配置される、エネルギー回収型廃棄物処理施設工場棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
カ行	可燃残渣	マテリアルリサイクル推進施設からの処理残渣のうち可燃性のごみ並びに資源物を選別処理した後に回収される可燃性のごみをいう。
	協力企業	本工事の下請人をいう。
	建設工事請負契約	設計・施工業務に係る本組合と建設事業者との間で締結される新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
	建設工事請負契約書（案）	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 建設工事請負契約書（案）」をいう。
	建設事業者	本組合と契約協議が整い、本工事を実施する者として決定した優先交渉権者をいう。また、建設工事請負契約締結後は、本組合と建設工事請負契約を締結した者を総称していう。 ※優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとする。
	建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
	工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設、管理機能、洗車場を一体で整備する建築物をいう。
	構成市町	本組合を構成する1市（尾花沢市）1町（大石田町）をいう。
	公募要領	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 新ごみ処理施設建設工事 公募要領」をいう。
	公募要領等	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する公募要領、優先交渉権者選定基準、発注仕様書、様式集、リスク管理方針書、建設工事請負契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
サ行	資源物	本施設における処理等に伴って発生したもののうち、主灰、飛灰を除き資源化されるものをいう。
	次点交渉権者	プロポーザル参加者の中から、委員会により次点交渉権者として選定され、優先交渉権者に次いで本工事を実施する候補者として本組合が決定した者をいう。
	処理困難物	処理が困難な物や処理した場合に不具合が発生するものを総称していう。（本組合と建設事業者で協議し、最終的な処理困難物の品目を決定）
	処理対象物	本施設の受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
	処理不適物	本組合、構成市町が自らあるいは委託した業者又は許可業者により搬入する、いわゆる不燃ごみ及び住民等が直接マテリアルリサイクル推進施設に搬入する不燃ごみをいう。
	設計・施工業務	本工事において実施する本施設の設計・施工に係る業務をいう。
タ行	提案書	プロポーザル参加者が提出する技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案書概要版を総称して又は個別にいう。
	提案書類	プロポーザル参加者が提出する見積書と提案書を総称して又は個別にいう。
ハ行	発注仕様書	公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 発注仕様書」をいう。
	飛灰	燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備から捕集されたばいじん等をいう。

行	用語	定義
	飛灰処理物	捕集した飛灰を薬剤処理し無害化、安定化した物質をいう。
	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
	プロポーザル参加希望者	本プロポーザルへの参加を希望する参加資格審査通過前の単体事業者又は特定共同企業体をいう。
	プロポーザル参加者	本プロポーザルに参加する単体事業者又は特定共同企業体をいう。
	本組合	尾花沢市、大石田町で構成する、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合のことをいう。
	本工事	本組合が実施する、ごみ処理施設整備事業のうち、本施設の建設に関する建設工事（設計・施工）（＝「ごみ処理施設建設工事」）をいう。
	本事業	本組合が実施する、ごみ処理施設整備事業全体をいう。
	本施設	本工事にて建設する、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、計量棟その他付随施設の総称をいう。 また、別途「新ごみ処理施設」と称す場合もある。
	本プロポーザル	本工事を実施する建設事業者の公募プロポーザルをいう。
マ行	マテリアルリサイクル推進施設	本施設のうち、処理不適物及び粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、公募要領等において示すマテリアルリサイクル推進施設の工事範囲に設置されるストックヤード棟及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。循環型社会形成推進交付金交付要綱上のマテリアルリサイクル推進施設を指す。
ヤ行	優先交渉権者	プロポーザル参加者の中から、委員会により優先交渉権者として選定され、本工事を実施する候補者として本組合が決定した者をいう。
	優先交渉権者選定基準	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 優先交渉権者選定基準」をいう。
	様式集	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 様式集」をいう。
ラ行	リスク管理方針書	本組合が本工事の実施に際して公募プロポーザルの公告時に公表する「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 リスク管理方針書」をいう。

第2章 事業の概要

1 事業名称

ごみ処理施設整備事業

2 工事名称

ごみ処理施設建設工事

3 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

4 公共施設等の管理者等の名称

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者 結城 裕

5 事業の目的

本組合が所有するごみ焼却施設（環境衛生センターごみ焼却施設）は、昭和55年の稼働開始から45年、ガス化溶融炉への改造工事（平成15年）を実施してからも22年が経過している。また、リサイクルプラザ（環境衛生センターリサイクルプラザ）は、平成13年の稼働開始から24年が経過し、本組合管内の処理不適物・粗大ごみと資源ごみの一部を処理している。

両施設とも、日常の維持管理を実施しつつ、各種保全活動を実施しているが、建屋、電気設備、機械設備の老朽化が進んでおり、今後補修費が年々高額になることが予想される。万が一施設が損壊した場合、本組合圏域外に処理を委ねる必要がある。

本事業は、整備費用、管理面等を考慮した上、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を同時に整備することにより、ごみ処理の効率化と生活環境の維持を図ることを目的とし、実施するものである。

6 事業の内容

(1) 本事業の構成

本工事は、主として次に掲げる業務から構成されるものとする。各業務の諸元は、次の各号のそれぞれに示すとおりとする。

ア 本事業の構成

本事業は、令和11年7月からの供用開始を目指して新ごみ処理施設を設計・施工する「新ごみ処理施設建設工事」と、本施設の供用開始後、ごみ焼却施設等を解体し、跡地に資源物保管施設を整備する「ごみ焼却施設等解体及び資源物保管施設建設工事」にて構成されており、令和13年度中の本事業完了を予定している。

(ア) 前期工事：新ごみ処理施設建設工事（本工事）

a 新ごみ処理施設設計建設工事

建設事業者は、新ごみ処理施設建設に係る設計・施工工事（外構工事を含む）を実施する。

b 仮設工事及び既設管理棟、既設計量棟等解体工事

建設事業者は、「発注仕様書添付資料1 ごみ焼却施設等解体工事〔前期〕発注仕様書等」を参考に、建設予定地内に位置する既設の管理棟及び計量棟の解体・撤去、井戸他の封鎖、その他本工事に関連する範囲の外構の撤去を行う。既設管理棟の解体に先立ち、本組合の仮設事務所を事業用地内に整備する。

また、既設計量棟は、新ごみ処理施設の試運転が開始し、計量機能を切り替えた後に解体する。

(イ) 中期工事：新ごみ処理施設給水管布設工事

本組合は、新ごみ処理施設の稼動に使用する給水管を、敷地境界付近の取合点まで布設する。なお、取合点での接続工事は建設事業者にて実施する。

(ウ) 後期工事：ごみ焼却施設等解体及び資源物保管施設建設工事

後期工事は、大きく以下の3つの工事内容で構成されている。

a ごみ焼却施設、リサイクルプラザ解体工事

新ごみ処理施設の供用開始後、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ等を解体する。なお、ごみ焼却施設は、循環型社会形成推進交付金を活用して解体する。

b 資源物保管施設建設工事

「a ごみ焼却施設、リサイクルプラザ解体工事」の解体跡地に、資源物保管施設を循環型社会形成推進交付金を活用して整備する。

建設事業者は、本工事の設計時において、本工事にて新ごみ処理施設から供給されるインフラの整備を含めた建設条件の設定を行うこと。

c 外構工事及び倉庫等解体工事

「a ごみ焼却施設、リサイクルプラザ解体工事」の解体跡地に、上記で示した資源物保管施設の他、駐車場の整備や側溝などの外構工事を実施する。また、資源物保管施設の供用開始後は、倉庫等を解体する。

建設事業者は、本工事の設計時において、後期工事における外構設計についても行うこと。

本事業の工事内容	本工事対象	
	設計	施工
前期工事：新ごみ処理施設建設工事（本工事）		
新ごみ処理施設設計・施工工事（外構工事を含む）	○	○
仮設工事	○	○
既設管理棟解体工事	○※1	○
既設計量棟解体工事	○※1	○
中期工事：新ごみ処理施設給水管布設工事		
給水管布設工事	×	×
後期工事：ごみ焼却施設等解体及び資源物保管施設建設工事		
ごみ焼却施設、リサイクルプラザ解体工事	×	×
資源物保管施設建設工事	○※2	×
外構工事及び既設倉庫等解体工事	○※3	×

※1 設計に係る参考数量を「発注仕様書添付資料1 ごみ焼却施設等解体工事〔前期〕発注仕様書等」に提示する。

※2 新ごみ処理施設から供給されるインフラの整備を含めた建設条件の設定のみとし、詳細設計は別途発注とする。

※3 既設倉庫等の解体工事の設計は本工事対象外とする。

(2) 事業用地

項目	概要
所在地	山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ 1092 (現有施設である環境衛生センターの敷地内)
敷地面積全体	約 74,000m ² (うち、建設予定地 約 29,000m ²)

(3) 施設の規模及び概要

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設

	概要
処理方式	ストーカ方式
処理能力	17.8t/日 (8.9t/12h×2 炉) ※12h は炉の立上げ下げを含んだ時間とする。
処理対象物	もやせるごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃残渣

イ マテリアルリサイクル推進施設

		施設規模	備考
マテリアルリサイクル推進施設		4.1 t/日	稼働時間：5 時間
内 訳	粗大・不燃ごみライン	1.8 t/日	—
	ビン類・ペットボトルライン	1.0 t/日	—
	プラスチックライン	1.0 t/日	—
	カン類ライン	0.3 t/日	—

7 工事期間

工事期間は、本組合が建設工事請負契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和 11 年 6 月 30 日までの期間とする。

なお、建設工事請負契約の成立は、令和 8 年 1 月中旬を予定する。

8 事業方式

本工事の事業方式は、DB 方式（公設公営方式）とするため、本施設の設計・施工に係る業務を建設事業者が行う。

本施設の運転管理業務は、本組合が別途発注する運転管理事業者が実施する。また、本施設の維持管理補修工事は、本組合が別途発注する維持管理補修事業者が実施する。なお、維持管理補修事業者については、建設事業者に関連する民間事業者と優先的に交渉することを想定している。

9 業務範囲

業務範囲は「発注仕様書添付資料 3 工事発注区分図」の敷地範囲内の造成工事、解体工事、建設工事及び外構工事の全てである。

なお、建設事業者は、工事期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等、本組合が実施する業務に対して協力する。

(1) 建設事業者が行う工事範囲

建設事業者が行う主な工事範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

ア 設計・施工業務

建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・施工工事を行う。また、本工事を行うために必要な許認可の取得を行う。

設計・施工業務の範囲は、「発注仕様書添付資料3 工事発注区分図」の敷地範囲内の造成工事、解体工事、建設工事及び外構工事の施工とし、新ごみ処理施設の整備に必要なものすべてを含む。

工事範囲の詳細は、発注仕様書に示すこととする。

建設事業者は、新ごみ処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。なお、住民対応については、地域住民への説明会を想定しているが、詳細は本組合との協議とする。

(2) 本組合が行う業務範囲

本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

ア 用地の確保

本組合は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 生活環境影響調査の実施

本組合は、生活環境影響調査を実施済みである。

なお、建設事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

ウ 試運転時に使用する処理対象物の搬入

本組合（構成市町を含む）は、新ごみ処理施設の試運転時に使用する処理対象物を搬入する。

エ 本工事のモニタリング

本組合は、建設事業者が行う設計・施工業務の各段階において実施状況の監視を行う。

オ 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

カ 本工事に必要な手続

本組合は、本工事に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

10 建設事業者の収入（本組合からの支払分）

本組合は、本工事の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

1.1 建設事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本工事における建設事業者の募集・選定スケジュールは、表1に示すとおりとする。

表1 建設事業者の募集・選定スケジュール（予定）

年 月 日	内 容
令和7年4月9日（水）	公募プロポーザルの公告 公募要領等（公募要領、発注仕様書、優先交渉権者選定基準、様式集、建設工事請負契約書（案）、リスク管理方針書）の公表
令和7年4月9日（水） ～4月22日（火）	公募要領等に関する質問受付（第1回）
令和7年4月25日（金）	公募要領等に関する質問回答（第1回）の公表 ※参加資格審査申請に関連する質問のみ
令和7年5月9日（金）	公募要項等に関する質問回答（第1回）の公表
令和7年4月25日（金） ～5月20日（火）	参加資格審査申請書類の受付
令和7年5月26日（月）	参加資格審査結果の通知
令和7年5月27日（火） ～5月30日（金）	公募要領等に関する質問受付（第2回）
令和7年6月13日（金）	公募要領等に関する質問回答（第2回）の公表
令和7年6月下旬	公募要領等に関する内容確認の実施
令和7年9月22日（月） ～9月25日（木）	提案書類の受付
令和7年11月中旬	提案書類に関するヒアリング及び審査
令和7年11月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年12月中旬	仮契約締結
令和8年1月中旬	契約締結

1.2 法令等の遵守

建設事業者は、本工事の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の発注仕様と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 プロポーザル参加に関する条件等

1 プロポーザル参加者の構成等

プロポーザル参加者は、本工事を担う単体事業者又は特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）とする。また、特定共同企業体を結成する場合は、構成員数は任意としかつ甲型と乙型の別を問わない。なお、特定共同企業体代表者の資格要件を別に定めるものとし、プロポーザル手続等については、特定共同企業体代表者が行うものとする。

2 プロポーザル参加者の参加資格要件

プロポーザル参加者の参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 単体事業者

(3)に示す①から⑮までをすべて満たす者であること。

(2) 特定共同企業体を組成して参加する場合

ア 特定共同企業体代表者

(3)に示す①から⑮までをすべて満たす者であること。

イ 特定共同企業体代表者を除く構成員

(3)に示す①から⑨までをすべて満たす者であること。

(3) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 準用する尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき作成された尾花沢市大石田町環境衛生事業組合競争入札参加資格者名簿に登録されている者（本工事参加申請に基づき、審査の結果、資格有と認められた者を含む）であること。
- ③ 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 22 年訓令第 1 号）の規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合暴力団排除措置実施要綱（令和 3 年訓令第 1 号）第 3 条の規定及び本工事契約約款に示す暴力団排除関連条項に該当しない者であること。
- ⑤ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
 - ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑦ 本工事に係る事業者選定業務に関与した者と資本面及び人事面において関連のないものであること。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
なお、本工事に係る本組合の事業者選定業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・株式会社エイト日本技術開発
- ⑧ 国内に本店を有すること。
- ⑨ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設業の許可を有する者であること。
- ⑩ 建設業法における清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。

- ⑪ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ⑫ 施工現場に、建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を専任として配置すること。
- ⑬ 地方公共団体（一部事務組合含む）発注による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設（建築物を含む）の新設又は更新に係る設計・施工の実績を元請として有する者であること。なお、実績については、下記の要件を満たしかつ平成 17 年 4 月 1 日以降に、本工事同様、同一工事で竣工した一般廃棄物処理施設（建築物を含む）に限る。
 - ア 循環型社会形成推進交付金（この交付金に限る）による「エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設又は高効率ごみ発電施設を含む）」のうち、施設規模 17.8 t / 日以上かつ複数の炉で構成されているストーカ式焼却施設
 - イ 循環型社会形成推進交付金（この交付金に限る）による「マテリアルリサイクル推進施設」のうち、施設規模 4.1 t / 5 h 以上かつ一般廃棄物を対象とした施設
- ⑭ 本工事プラント設備の設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有する者であること。（「ごみ処理施設性能指針の一部改正について」（平成 20 年 3 月 31 日環廃対発第 080331003 号）別添「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」に示すⅣ及びⅥへの適合について、関係資料に基づき説明できること。）
- ⑮ 公募要領等に係るデータを格納した CD-R を購入していること。

3 参加資格審査

- (1) 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書類の提出日とする。
- (2) プロポーザル参加希望者の申請に基づき、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等指名業者選定審査会において、プロポーザル参加希望者が参加資格を有するかどうかを審査する。参加資格審査結果については、プロポーザル参加希望者に対して通知を行うものとする。
- (3) 本組合は、参加資格審査により、参加資格を有すると認められる事業者の名簿を作成するものとする。なお、当該名簿に記載の事業者については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱の適用対象者とする。
- (4) 参加資格確認基準日の翌日から本組合が優先交渉権者を決定する日までの間に、プロポーザル参加者が参加資格要件を欠いた場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

4 見積上限価格及び見積書比較価格

本工事の見積上限価格及び見積書比較価格は、次のとおりとする。

- (1) 見積上限価格 10,587,280,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (2) 見積書比較価格 9,624,800,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
- (3) 留意事項

- ア 見積上限価格及び見積書比較価格には、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- イ 見積価格が見積書比較価格を超えたプロポーザル参加者は、失格とする。
- ウ 低入札調査基準価格及び最低制限価格は設定していない。
- エ 優先交渉権者選定基準に示す価格審査においては、定量化限度額を設定している。なお、定量化限度額は、開封時に公表する。

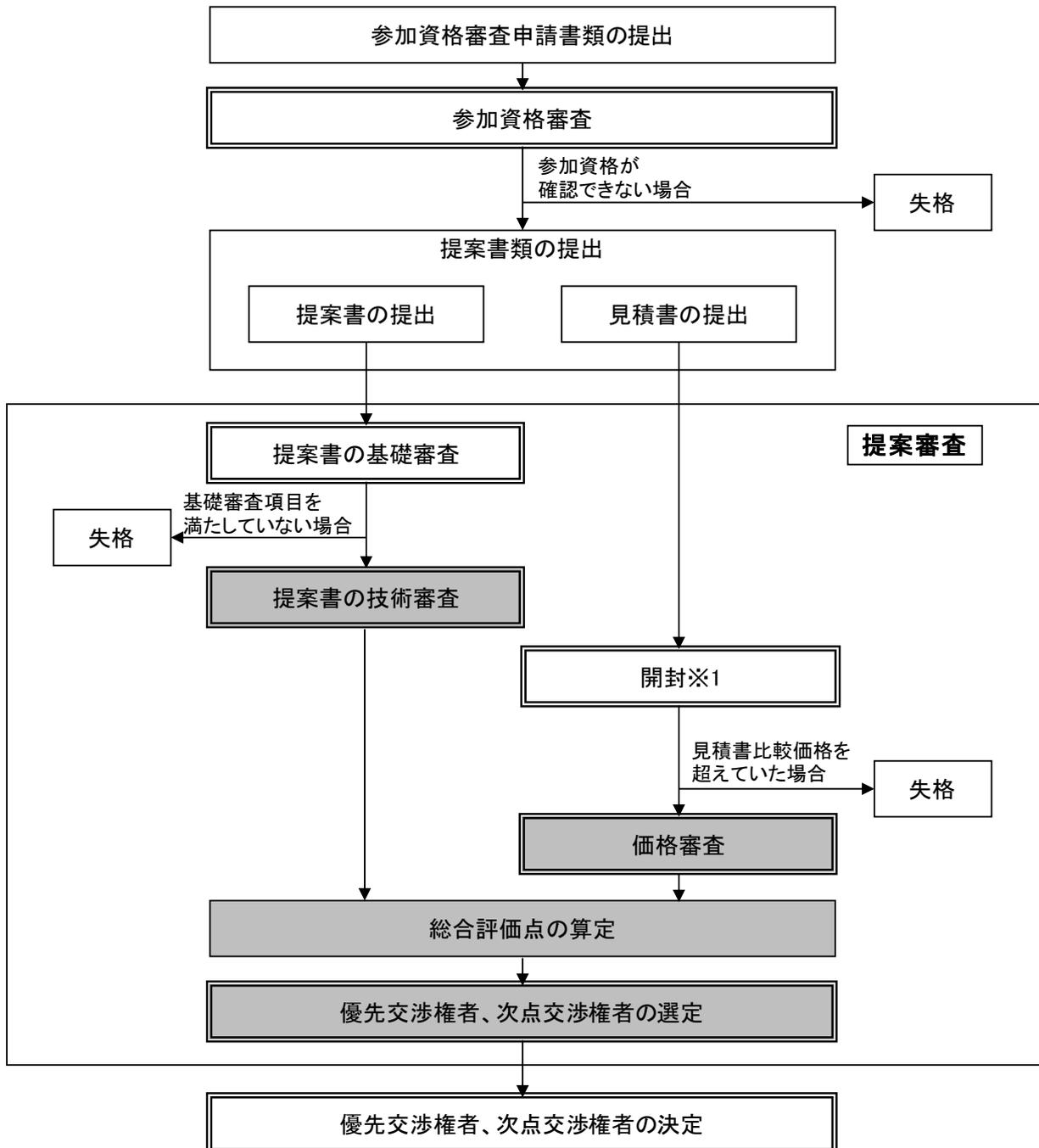
第4章 優先交渉権者の選定

1 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

本工事を実施する建設事業者は、新ごみ処理施設的设计・施工に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、建設事業者の決定に当たっては、価格だけでなく、技術提案内容によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

優先交渉権者の選定手順は、図1に示すとおりである。なお、優先交渉権者の選定基準等は、優先交渉権者選定基準による。



※1 提案書の基礎審査において失格となった者の提出した見積書は、開封しない。

※2 図中網掛け部分の事務は、ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会が行う。

図1 優先交渉権者の選定手順

(2) 提案審査

プロポーザル参加者から提出された提案書類は、廃棄物処理施設に関する専門知識を有する者等で構成される「ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。委員会は、表 2 に示す 5 名で構成される。

表 2 ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属
1	委員長	横沢 康子	尾花沢市副市長
2	副委員長	高橋 裕	大石田町副町長
3	委員	廃棄物処理施設技術管理者	県内 A 組合
4	委員	廃棄物処理施設技術管理者	県内 B 組合
5	委員	廃棄物処理施設技術管理者	県内 C 組合

なお、本工事の優先交渉権者決定までの間に、本プロポーザルに関して、プロポーザル参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、プロポーザル参加者の PR 書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他のプロポーザル参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 優先交渉権者等の決定

本組合は、委員会による優先交渉権者等の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者等の選定結果は、優先交渉権者決定後、速やかにプロポーザル参加者に対して個別に通知するとともに、本組合ホームページに公表する。また、選定結果に関する次の事項を、併せて公表するものとする。

- ア プロポーザル参加者名
- イ 各プロポーザル参加者の提案金額
- ウ 各プロポーザル参加者の技術評価点
- エ 各プロポーザル参加者の価格評価点
- オ 各プロポーザル参加者の総合評価点

(5) 選定結果の説明

プロポーザル参加者は、選定結果について、公表を行った日から起算して 5 日以内（準用する尾花沢市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 17 号）に規定する市の休日（以下「準用する市の休日」という。）を除く。）（消印有効）に書面（様式自由。ただし、プロポーザル参加者の押印を要する。）を郵送にて提出することにより、総合評価の結果について説明を求めることができる。

本組合は、説明の求めについて、当該書面を受理した日の翌日から起算して、10 日以内（準用する市の休日を除く。）に、プロポーザル参加者に対し、郵送により書面にて回答する。

2 優先交渉権者決定後の手続き及び契約に関する事項

(1) 契約内容の協議

本組合と優先交渉権者は、契約協議を実施する。発注仕様書は、優先交渉権者の提案書による提案内容を基とし、見積金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(2) 建設工事請負契約の締結

本組合は、(1)の協議において、優先交渉権者と契約内容に関する協議が成立した場合、優先交渉権者を本工事を実施する建設事業者として決定し、建設事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。

なお、この仮契約は、建設工事請負契約について本組合議会の議決を得ることにより、本契約となる。

(3) 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る本組合議会の議決日までの間に、優先交渉権者が「第3章 プロポーザル参加に関する条件等」に示した参加資格要件を欠いた場合、協議が整わない場合など、契約の締結が不可能となった場合は、本組合は、優先交渉権者と建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとするほか、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱第2条の規定により、当該優先交渉権者を対象に指名停止の措置を行うことができる。この場合、本組合は次点交渉権者と契約交渉を行う。

(4) 費用の負担

契約協議に係る協議資料の作成及び優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、建設工事請負契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

(5) 契約保証金

建設事業者は、建設工事請負契約書に定める契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保等の詳細は、建設工事請負契約書(案)を参照すること。

第5章 プロポーザルの手続等

1 プロポーザルの手続

(1) 公募要領等の公表

本組合は、次のとおり、公募要領等を公表する。

ア 公表日

令和7年4月9日（水）

イ 公募要領等の配付

公募要領等を次のとおり配付する。また、公募要領等については、データ容量の関係で対応可能範囲内で本組合ホームページにて公表する。

(ア) 配付期間

令和7年4月9日（水）から同年5月20日（火）までの午前9時から午後5時までとする。

ただし、準用する市の休日を除く。

(イ) 配付場所及びホームページ

「第5章1(12) 事務局」を参照

(ウ) その他

本組合は、公募要領等（電子データ）を格納したCD-Rを「第5章1(12) 事務局」にて配付する。配付対象者は、プロポーザル参加希望者とする。当該CD-Rの受け取りに際しては、事務局に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行い、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 公募要領等に関する質問受付

公募要領等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

公募要領等に関する質問がある場合は、「公募要領等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより「第5章1(12) 事務局」に提出すること。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel (windows版) とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：令和7年4月9日（水）から同年4月22日（火）午後5時まで

(イ) 第2回：令和7年5月27日（火）から同年5月30日（金）午後5時まで

なお、第2回の質問については、「第5章1(5) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者のみ質問を提出することができる。

(3) 公募要領等に関する質問への回答書の公表

公募要領等に関する質問への回答書は、次のとおり公表する。

ア 公募要領等に関する第1回質問への回答

令和7年5月9日（金）に本組合ホームページにおいて公表する。

なお、参加資格審査申請に関連する質問は、同年4月25日（金）に本組合ホームページにおいて公表する。

イ 公募要領等に関する第2回質問への回答

令和7年6月13日（金）に本組合ホームページにおいて公表する。

ウ その他

口頭、電話等による問合せには応じない。なお、本工事に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(4) 参加資格審査申請書類の提出

プロポーザル参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。

プロポーザル参加希望者は、「第6章 提出書類」に示す参加資格審査申請書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

ウ 提出場所

「第5章1(12) 事務局」を参照

エ 提出期間

令和7年4月25日(金)から同年5月20日(火)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、準用する市の休日を除く。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行ったプロポーザル参加希望者に対して、令和7年5月26日(月)までに電子メール及び郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められたプロポーザル参加希望者は、通知を行った日から起算して3日以内(準用する市の休日を除く。)(消印有効)に書面(様式自由。ただし、プロポーザル参加希望者の押印を要する。)を郵送にて提出することにより、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

本組合は、説明の求めについて、当該書面を受理した日の翌日から起算して、3日以内(準用する市の休日を除く。)に、プロポーザル参加希望者に対し、郵送により書面にて回答する。

(7) 公募要領等に関する内容確認の実施

参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者は、希望により本組合と個別に公募要領等に関する内容確認を行うことができる。

公募要領等に関する内容確認の参加を希望するプロポーザル参加者は、令和7年6月20日(金)午後5時までに、公募要領等に関する内容確認参加申込書(様式第8号)に必要事項を記入の上、「第5章1(12) 事務局」に電子メールで申し込むこと。

ア 開催日

令和7年6月下旬

イ 実施方法

(ア) 公募要領等に関する内容確認を希望するプロポーザル参加者は、公募要領等に関する内容確認事項(様式第9号)を記入の上、公募要領等に関する内容確認参加申込書(様式第8号)の提出時に併せて、電子メールにより提出すること。

(イ) 事前提出を受けた公募要領等に関する内容確認事項(様式第9号)に基づき、本組合とプロポーザル参加者は、対面により公募要領等に関する内容確認を行う。公募要領等に関する内容

確認は、質問回答、公募要領等の内容についての確認を中心とし、プロポーザル参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、公募要領等に関する内容確認事項への回答書は、令和7年7月7日(月)を目途として、本組合ホームページに掲載する。

ウ その他

日時、場所、実施方法の詳細等については、参加資格審査結果の通知と合わせて、プロポーザル参加者に対し、別途通知する。

(8) プロポーザルの辞退

参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、提案書類提出期限までに、辞退届(様式第10号)を提出すること。

(9) 提案書類の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者は、「第6章 提出書類」に示す提案書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和7年9月22日(月)から同年9月25日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、準用する市の休日を除く。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

ウ 提出場所

「第5章1(12) 事務局」を参照

なお、提出に際しては、「第5章1(12) 事務局」に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

(10) 提案書に関するヒアリング

委員会は、プロポーザル参加者に対し、令和7年11月中旬(予定)にヒアリングを行う。ヒアリングの順番は、提案書類の提出順とする。

なお、日時、場所、実施方法等の詳細は、提案書の基礎審査に合格したプロポーザル参加者に対し、別途通知する。

(11) 開封

見積書は、プロポーザル参加者又はその代理人の立会いのうえ、令和7年11月中旬(予定)に開封する。

なお、日時、場所、立会いの方法等の詳細は、提案書の基礎審査に合格したプロポーザル参加者に対し、別途通知する。

(12) 事務局

プロポーザルの事務局は次のとおりである。

事務局	: 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課
所在地	: 〒999-4555 山形県尾花沢市大字毒沢地内
TEL	: 0237-25-2737
電子メール	: eiseika@city.obanazawa.yamagata.jp
ホームページ	: https://www.kankyo-e.net/

2 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、プロポーザル参加者は、本公募要領に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 提案書類の差替え等の禁止

プロポーザル参加者は、提出期限後における見積書及び提案書の差換え及び再提出をすることができない。

(3) プロポーザルの延期等

本組合は、公正にプロポーザルの手続きを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合、プロポーザルの執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア プロポーザルに参加する資格のない者による参加

イ 参加資格審査申請書類など、一切の提出書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 提案書類の記載事項が不明なもの又は提案書類の指定箇所に記名若しくは押印のないもの

エ 提案書類が不足しているもの

オ 2通以上の見積書を提出したもの

カ 見積書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

キ その他プロポーザルの条件に違反して参加したもの

(5) 費用の負担

プロポーザルに関してプロポーザル参加者が要する費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(6) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

ウ 提案書類の使用等

提出された提案書類は、建設事業者の選定に関わる公表等以外にプロポーザル参加者に無断で使用しない。ただし、提案書概要版は、優先交渉権者決定日以降に、本組合議会に対する説明時での使用及び本組合ホームページへの掲載を前提とする。その他の用途において提案書類を使用する場合は、事前にプロポーザル参加者に確認する。

公表、展示その他本組合が本工事に関し必要と認める用途に用いる場合は、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。なお、提出された提案書類は返却しない。

(7) 本組合の提供する資料の取扱い

本組合が「第5章1 プロポーザルの手続」等で提示する資料（各種回答書など）は、公募要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。なお、プロポーザル参加者（提案書類提

出までに辞退した者を含む。)は、これらをプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 事業用地の見学について

提案書類等の作成にあたり事業用地の見学を希望する場合は、日程等を調整するため、「第5章 1(12) 事務局」に電子メールにて事前連絡すること。なお、電子メール送信の際は、必ず着信を確認すること。

(9) その他

プロポーザル参加者が1者であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い、提案書類の審査を行う。

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行うプロポーザル参加希望者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 特定共同企業体の構成 (必要により) (様式第3号)
- (3) 参加資格審査申請書 (様式第4号)
- (4) 委任状 (特定共同企業体代表者) (必要により) (様式第5号)
- (5) 委任状 (代理人) (必要により) (様式第6号)
- (6) 参加資格要件を証明する書類 (様式第7号)

2 公募要領等に関する内容確認参加申込時の提出書類

公募要領等に関する内容確認参加申込時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 公募要領等に関する内容確認参加申込書 (様式第8号)
- (2) 公募要領等に関する内容確認事項 (様式第9号)

3 プロポーザル辞退時の提出書類

プロポーザル辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 辞退届 (様式第10号)

4 提案書類

提案書類を提出する者は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
提案書類提出届等		各1部
見積書		1部
提案書	技術提案書	各14部 (正本1部、副本13部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案書概要版	
提案書の電子データ		2部 (CD-R) (正本1部、副本1部)

- (1) 提案書類提出届等
 - ア 提案書類提出届 (様式第11号)
 - イ 発注仕様に関する誓約書 (様式第12号)
- (2) 見積書 (様式第13号 (別紙を含む))
- (3) 技術提案書 (様式第14号)
- (4) 施設計画図書
 - ア 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
 - イ 設計基本数値

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設関連

a 施設計画基本数値

- (a) 物質収支
- (b) 用役収支

電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。

給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

- (a) 受入ピット容量及びその他主要ピット容量
- (b) クレーン（ごみ、灰）のバケット容量及び稼働率（自動、手動運転）
- (c) 投入ホッパ容量
- (d) 処理能力曲線及び算出根拠
- (e) 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- (f) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- (g) 減温塔の能力、容量（必要に応じて）
- (h) 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
- (i) 送風機関係の能力
- (j) 主要ポンプの能力
- (k) その他主要機器の容量及び能力計算
- (l) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）

(イ) マテリアルリサイクル推進施設関連

a 施設計画基本数値

- (a) 物質収支
- (b) 用役収支

b 主要施設（機器）設計計算書（各処理系列について）

- (a) ヤード・保管設備の面積及び容量（平均積み上げ高さを明示）
- (b) ホッパ容量
- (c) コンベヤ能力
- (d) 選別機能力
- (e) 送風機関連の能力
- (f) 粗破砕機（設置する場合）、高速回転破砕機の能力
- (g) 搬出設備の貯留容量
- (h) その他主要機器の容量及び能力計算
- (i) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
- (j) 処理不適物（破砕困難物）リスト
- (k) 防爆及び爆発時の対策
- (l) ヤード火災時の対策

ウ 発注仕様に関する設計数値

（様式第 12 号-1）

エ 図面

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設について作成すること。縮尺は、特に指定がある場合を除き、プロポーザル参加者にて見やすい縮尺に設定すること。作成対象は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、計量棟、その他建築物とする。

- a 全体配置図[本工事終了時(本施設供用開始時)](車両、歩行者動線を含む)【A3 横】
- b 全体配置図[本事業終了時(資源物保管施設等供用開始時)](車両、歩行者動線を含む)【A3 横】
- c 建物立面図【A3 横】
- d 各階機器配置図(主要機器の名称を記載すること。)<【A3 横】
- e 機器配置断面図(縦断、横断図)【A3 横】
- f 主要機器組立図【A3 横】
- g フローシート(エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の兼用できるものは兼用可とする。兼用する場合はその旨を施設計画図書に明記すること。)<【A3 横】
 - (a) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
 - (b) 給水(上水、再利用、水冷却水及び雨水)
 - (c) 排水(ごみピット排水、プラント排水、生活排水等)
 - (d) 余熱利用
 - (e) 燃料
 - (f) 油圧及び圧縮空気
 - (g) 脱臭及び消臭
 - (h) 計装設備(他のフローシートとの兼用も可)
 - (i) 建築設備(空調、換気、給排水、電話、給湯、放送設備、火報等)
 - (j) 情報処理システム
- h 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- i 建築一般図(各階平面図、断面図及び立面図)【A3 横】
- j 建築仕上表(外部、内部)
- k その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- l 建築面積表(各階床面積及び各室床面積を明記すること。)
- m 鳥瞰図【A3 横、2枚、地点別からの眺望】

オ 工事関係

- a 全体工事工程【A3 横】

(5) 添付資料 (様式第 15 号)

その他、発注仕様を示す性能・機能を確認できる資料及び提案等の内容が確認できる資料がある場合には、必要最小限の資料の提出を認めるものとし、添付資料にて取りまとめること。

(6) 提案書概要版 (様式第 16 号)

5 開封に関する提出書類

代理人が開札の立会いを行う場合は、次の提出書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状(開封の立会い)(必要により) (様式第 17 号)

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものところによるものとする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、提出書類を様式の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 見積書

見積書を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 見積書（様式第13号）は、封筒（公募要領別紙1参照）に入れ、封かんして提出すること。なお、見積価格参考資料（様式第13号別紙）については、見積書の提出と同時に、見積書と別に封印して提出すること（公募要領別紙1参照）。
- (2) 見積書の提出時に、鍵式による施錠可能な箱（封筒の入る大きさのもので良い）を持参すること。見積書を本組合に提出する際、本組合職員の前で箱の中に封筒を入れ、施錠する。
見積書が入った施錠後の箱は、本組合が開封まで保管する。施錠に用いた鍵はプロポーザル参加者の責任において管理・保管し、見積書の開封時に持参すること。なお、開封時に鍵を持参し忘れた場合は、開封作業ができないことを理由に失格となる場合がある。
- (3) 見積価格は、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定を見込まないこと。
- (4) 見積価格は、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (5) 提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、次の事項に留意し、技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案書概要版の順番で1冊にまとめて提出すること。なお、分冊による提出も可とする。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番でまとめ、「技術提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、14部（正本1部、副本13部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とすること。技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付記号（以下「受付記号」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6章4(4) 施設計画図書」に記載した順番でまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・両面（A3版書類については片面）・左綴じとして、14部（正本1部、副本13部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付記号を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。
ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
イ 右下に図面名称及び受付記号を記入する。
- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）でまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・両面（A3版書類については片面）・左綴じとして、14部（正本1部、副本13部）提出すること。添付資料には各ページの下中央に通

し番号(1/●～●/●)をふり、様式第15号(添付資料の表紙)には、受付記号を右下欄に記入する。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、プロポーザル参加者がどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする)。
- (6) 関心表明書の提出は求めない。ただし、関心表明書の提出を妨げるものではない。関心表明書を添付する場合は、添付資料に取りまとめて提出すること。関心表明書の書式は任意とするが、企業名等の関心表明先企業が特定できる記述を避けること。なお、正本1部については、関心表明先企業の企業名を明らかにすること。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 本組合に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案書概要版の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、以下の資料については、Microsoft Excel(Windows版、xlsx形式)又はMicrosoft Word(Windows版、docs形式)を提出すること。なお、本組合に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

ア 施設計画図書のうち、発注仕様に関する設計数値(様式第12号-1)

イ 提案書概要版

5 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本工事の実施における責任は、原則として建設事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、建設事業者と別途協議の上、本組合が応分の責任を分担する。

予想されるリスク及び本組合と建設事業者との責任分担は、「リスク管理方針書」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、建設請負契約書で定める。

(2) 保険

建設事業者は、発注仕様書に基づき第三者賠償保険及びその他必要な保険に加入すること。

(3) 発注仕様書範囲外の提案について

発注仕様書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、予め公募要領等に関する質問(第1回又は第2回)及び公募要領等に関する内容確認において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合は、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。

なお、質問回答は本組合ホームページにおいて公表するが、このうち質問内容がプロポーザル参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(4) 工事の委託

建設事業者は、本工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設事業者があらかじめ書面により、本工事の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

(5) 地元への配慮

- ア 建設事業者が協力企業を選定する際は、協力企業の中に、構成市町内に本店を有する者が含まれるものとする。
- イ 建設事業者が資機材等の調達、納品等を行う際は、資機材等の調達先（納品等を行う者含む）の中に、構成市町内の企業が含まれるものとする。
- ウ 建設事業者が現場事務所の事務員等、本工事に関連する雇用を行う際は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、雇用の中に、地元雇用が含まれるものとする。なお、地元とは、構成市町をいう。
- エ その他、構成市町の地域経済活性化に資する取り組みを含むものとする。

(6) 提案内容の担保

優先交渉権者となったものが、契約後、その者の責により、提出された提案書の提案内容又は契約協議で確認した内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。

- ア 提案書の提案内容又は契約協議で確認した内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができる。
- イ 発注仕様書に規定する性能試験の際、提案書の提案内容又は契約協議で確認した内容と差異があるときは、設備の改善を命じる。

(7) 各会計年度の出来高予定割合及び前払金

ア 支払限度額の割合

工事期間における各会計年度の出来高予定割合は次のとおりとする。また、各会計年度の支払限度額は、見積上限金額に当該会計年度の支払限度割合を乗じた金額とし、詳細は契約協議時に通知する。

なお、各会計年度末の支払いは、各会計年度限度額の範囲内で出来高金額の 10/10 を支払うものとする。

※各会計年度の支払限度割合

令和 7 年度	0%
令和 8 年度	1%
令和 9 年度	21%
令和 10 年度	39%
令和 11 年度	39%

イ 前払金

前払金は、各会計年度限度額の 40%以内とする。

(8) 公募要領等に規定のない事項について

公募要領等に規定のない事項については、準用する条例、準用する規則、準用する規程等に定めるところによるものとする。

別紙 1 見積書等の提出用封筒作成要領

中封筒：表

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理者 結城 裕 あて <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">見 積 書 在 中</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業名</td> <td>ごみ処理施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>ごみ処理施設建設工事</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 受付記号 住所□□□□□ □□□株式会社 </p>	事業名	ごみ処理施設整備事業	工事名	ごみ処理施設建設工事
事業名	ごみ処理施設整備事業				
工事名	ごみ処理施設建設工事				

外封筒：表

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理者 結城 裕 あて <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">見 積 書 等 在 中</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業名</td> <td>ごみ処理施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>ごみ処理施設建設工事</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 受付記号 住所□□□□□ □□□株式会社 </p>	事業名	ごみ処理施設整備事業	工事名	ごみ処理施設建設工事
事業名	ごみ処理施設整備事業				
工事名	ごみ処理施設建設工事				

その他

- ・縦書きも可とする。
- ・表面の「見積書在中」及び「見積書等在中」は朱書きとする。
- ・プロポーザル参加者が特定共同企業体の場合は、特定共同企業体の名称及び特定共同企業体代表者の住所、企業名を記載すること。
- ・中封筒には、見積書（様式第 13 号）を入れて封かんすること。
- ・外封筒には、見積書を封入した中封筒及び工事費内訳書（様式第 13 号別紙）を入れて封かんすること。